

## 一般廃棄物処理施設変更許可証

令和8年2月27日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の2  
氏名 勝田環境株式会社  
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



|                                 |  |      |       |
|---------------------------------|--|------|-------|
| 許可の年月日                          | 令和8年2月27日  | 許可番号 | 1-164 |
| 施設の種類<br>及び処理する<br>一般廃棄物の種類     | ごみ処理施設(破碎)(政令第5条第1項)<br>剪定枝、刈草、幹、根   |      |       |
| 設置の場所                           | 茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番1 外9筆  |      |       |
| 処理能力                            | 292.8t/日(8時間)  |      |       |
| 許可の条件                           |  |      |       |
| 規則第3条第7項<br>の規定による許可<br>証の提出の有無 | 有 ・ (無)  |      |       |
| 留意事項                            | 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。<br>2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。<br>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。 |      |       |